

## AI-NET 店舗在庫規約

### 第1条（定義）

1. 店舗在庫サービスとは、荒井商事株式会社（以下、「当社」といいます）が運用するAI-NETにて、AI-NET会員（以下、「会員」といいます）及び当社が業務提携等で参加可能となった提携先を含め、店舗に保有している車両を出品・落札（提携先によっては落札のみ）できる在庫共有システムのことをいいます。
2. 店舗在庫出品とは、会員の資格を有する出品者が所有する車両の店舗在庫価格（業販価格）を設定し、AI-NET上で当該車両を出品することをいいます。
3. 店舗在庫落札とは、会員が店舗在庫出品された車両及び当社提携先の車両の購入申込を行い、在庫が確認され売買が成立することをいいます。
4. アライAA規約とは、アライオートオークション規約、アライバイクオークション規約及び、AI-NET規約の総称とします。
5. 本規約における用語の意味は、特に定めのない限り、アライAA規約と同一とします。

### 第2条（当社の免責）

当社は、以下の各号に該当する事由により会員が被った損害について、賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当社及び業務提携先のコンピュータシステムトラブル、通信回線障害が発生した場合。
- (2) 当社の判断により、会員の店舗在庫サービスの利用を制限している場合。
- (3) 出品者が店舗在庫出品した車両に関しての二重売り、誤搬出などで落札者に損害を与えた場合。
- (4) 店舗在庫価格変更又は出品取消の依頼がなされてから、AI-NET上に情報が反映されるまでの間に落札された場合などにおいて、出品者が損害を受けた場合。
- (5) 落札通知又は成約通知FAXの遅れにより、損害が発生した場合。
- (6) 当社の営業時間外又は日曜日などの休業時における各種受付の遅れによる損害が発生した場合。
- (7) 会員が本規約若しくはアライAA規約に違反し、又はこれら規約を知らず若しくは誤解したことにより損害が発生した場合。
- (8) その他当社の免責については、アライAA規約及び当社提携先の規約に準じます。

### 第3条（規約の適用）

1. 店舗在庫サービスに関する当社と会員との権利義務関係に関して、本規約に定めのない事項については、アライAA規約に準じます。
2. 会員は、店舗在庫サービスの利用にあたっては、本規約、アライAA規約、AI-NET規約及び当社提携先の規約を熟知し、これらを遵守するものとします。

#### 第4条（規約の改定）

当社は、店舗在庫サービス内容の変更などに応じて、本規約を改訂することができます。

#### 第5条（出品）

会員は、店舗在庫出品について、出品・変更・削除の責任を全て出品者が負うことに同意した上で、店舗在庫出品することができます。但し、当社は、必要に応じて店舗在庫出品できる車両（以下、「店舗在庫出品車両」といいます）の制限をすることができます。

#### 第6条（出品方法）

店舗在庫出品の方法は、全てA I - N E Tでの出品となります。

#### 第7条（出品対象車両）

1. 店舗在庫出品車両は、次の各号の要件をすべて具備していなければなりません。

- (1) 所有権移転に法的問題のある車両（接合車、盗難車、差押え車等）でないこと。
- (2) メーター改ざん車、走行不明車、メーター交換車でないこと。  
但し、走行区分、走行に関する補足事項欄及び注意事項欄にその旨を入力すれば出品可能とします。
- (3) 冠水車でないこと。冠水車とは、災害等により、水や泥水等が車両のステップを越え室内フロア一まで侵入した車両、又はその状態や痕跡が残ると判断される車両とします。但し、注意事項欄にその旨を入力すれば出品可能とします。
- (4) 車検付き車両を出品する場合は、ナンバープレート及び封印が取り付けられていること。但し、営業ナンバー車は出品できません。
- (5) 移転・抹消登録、新規登録、車検及びその他の申請に必要な書類等が完備していること。
- (6) 架装物の書類が必要な特殊車両で書類がない場合は、注意事項欄に入力すること。
- (7) 未登録車でないこと。
- (8) 成約時に即時引渡しができる車両であること（但し、注意事項欄に即時引渡しができない旨を入力すれば出品可能とします）。
- (9) バッテリーでエンジンが始動でき、部品取り車両、事故現状車ではなく、自走可能な車両（建設機械・産業機械の一部を除く）であること。
- (10) 使用済み自動車として引取済みの車両又は輸出抹消済み（仮登録含む）の車両でないこと。
- (11) リサイクル料金預託済み車は預託金額を入力すること。
- (12) 車体番号が鮮明かつ不正打刻でないこと。
- (13) ナンバー付車両の場合は、車検有効期限が翌月末以上までである車両で、自賠償保険証書付のものであること。
- (14) ガス漏れ、オイル漏れ等の火災危険のないこと。
- (15) 建設機械・産業機械は、出品者が盗難歴を確認し、盗難歴がないこと。また、売買契約が成立した場合は、当社が定める誓約書兼販売証明書の原本又は登録書類等を当社へ提出が出来ること。

(16) 船舶は、登録及び申請に必要な書類を完備していることとし、船舶検査期限及び中間検査期限を注意事項欄に入力すること。

また、ボートトレーラーの譲渡書類が無いものについては、出品することができません。

(17) 軽二輪（126～250cc）・小型特殊自動車・原付は、廃車（返納）していること。

(18) アライ AA 出品・落札より 90 日以内（有効期限）の履歴のある車両、及び出品者による自主検査または第三者機関による検査を行った車両であること。

(19) 日本国内の店舗等に保管されている車両であること。

2. 前項各号の要件を具備した車両であっても、当社が出品に不適切と判断した場合には、出品をお断りすることがあります。

## 第 8 条（出品者の義務）

出品者は、次の各号の義務を履行しなければなりません。

1. 出品者は、出品車両の仕様、品質、不具合、欠陥の程度等車両の状態を誠実・正確に申告しなければなりません。また、申告内容については出品者が全責任を負うものとし、当社の裁定に従わなければなりません。
2. 出品者は、出品車両の状態と店舗在庫出品情報の内容に誤りがある場合、速やかに変更しなければなりません。
3. 出品者は、出品車両が店舗在庫出品以外の方法によって売買が成立した場合は、店舗在庫出品の登録を速やかに削除しなければなりません。
4. 出品者は、出品車両が成約した場合、当該車両を速やかに出庫できる状態にしなければなりません。
5. 出品者は、第 7 条に該当しない車両を店舗在庫出品することはできません。
6. 落札申込から翌当社営業時間内に在庫確認が取れるものとします。

## 第 9 条（店舗在庫出品、更新、変更、削除）

店舗在庫出品をすることができるのは、会員に限られます。

1. 出品者は、店舗在庫出品について、別途定める A I - N E T 店舗在庫規定（運用規定）に基づき、信義誠実に則り必要事項を正確に自己申告するものとします。また、店舗在庫出品時に必須項目は必ず入力するものとし、入力した文字情報と車両画像情報に相違がある場合は、文字情報を正しい申告内容とします。  
尚、出品車両への評価点付与は、自主検査によるもの（乗用車・バン形状のものは、下記「A I - N E T 店舗在庫サービス 乗用車・バン自主検査評価点基準表」参照。その他の形状については、アライオートオークション検査規定に基づく）、第三者検査機関によるもの、アライ AA 出品・落札履歴からの登録によってできるものとし、付与した評価点の責任は原則として出品者が負うものとします。  
但し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

AI-NE T店舗在庫サービス 乗用車・バン自主検査評価点基準表

評価点	登録	走行	内容	
				内装評価
S	12ヶ月まで	1万キロまで	無傷、無補修あるいはそれに近い状態のもの	A
6	36ヶ月まで	3万キロまで	軽微で目立たない傷、凹み等があるもの 傷、凹みはバンパーのみで、その程度はA1が1ヶ所まで	A
5	-	5万キロまで	内外装に軽微な修正を施したもの 外装部品に交換が無いもの 国産車の職権打刻車 傷、凹みはバンパーのみで、その程度はA2が1ヶ所まで	B以上
4.5	-	10万キロまで	内外装に傷・凹みのあるもの ネジ留めによる外装部品の交換があるもの ダメージレベルは2が上限 ダメージレベル2が1パネルまで ダメージレベル合計10ポイント以内	B以上
4	-	15万キロまで	色替車両 ダメージレベルは2が上限 ダメージレベル2が2パネルまで ダメージレベル合計15ポイント以内	C以上
3.5	-	-	骨格部位以外の溶接パネルの交換・修正があるもの	C以上
3.5	-	-	修復歴としない骨格部位に損傷・修正があるもの 走行不明（#）車両・メーター改ざん（*）車両 A2が5パネル、U2が3～4パネル U3が2パネル、U5が1パネルまで ダメージレベル合計25ポイント以内	C以上
3	-	-	機関・機構に不具合のあるもの 色ボケ車両 塩害・雹害車両 外装に3.5の範囲を超えるダメージがあるもの ダメージレベル合計30ポイント以内	-
2	-	-	全体に残存価値の少ないもの 競技車両等	-
1	-	-	粗悪車両等 冠水・消化剤散布車両	-
出品不可			現状車両・特殊車両・不動車両等	-
R	-	-	修復歴車	-

※基準内用に該当する評価点については、「上限評価点」とする。

## 内装評価基準

A	ダメージほぼなし	
	新車の状態に近く、部分的な汚れ小、革シートシワ	
	糊跡小	
B	ダメージは軽微	
	部分的な焦げ小、ダッシュ浮き小、トリム切れ小	
	改造、加工、ペイント等のないもの	
C	ダメージあり	
	部分的な穴、焦げ穴、ダッシュ切れ、ハンドルの擦れ	
	臭いあり	
D	ダメージ目立つ	
	各所に切れ、ヘタリ、日焼け、変色あり、ハンドルの緩み	
	ダッシュ歪み、異臭あり	

2. 店舗在庫出品をした車両情報の更新、変更又は削除は、店舗在庫掲載期間中、A I - N E Tマイページ（会員）の店舗在庫車両より店舗在庫情報の更新、変更又は削除の手続を行うことができます。但し、手続時から情報反映までに時間を要する場合があります。
3. 店舗在庫情報の更新、変更又は削除は、A I - N E T上において情報が反映された時点をもって有効となり、情報反映前に落札された場合には、反映前の情報が有効となり、削除前の情報に基づいた売買が有効に成立したものとします。
4. 出品者からの店舗在庫情報の更新、変更又は削除の手続がなされた場合、手続順に反映された最終情報を有効とします。（反映前に落札された場合でのトラブルについては、理由の如何を問わず当社は一切の責任を負わないものとします）。
5. 当社は、第7条及び本条に拘らず、アライAA又は店舗在庫サービスの運営上、当社の裁量により、店舗在庫出品ができる資格及び出品の受付を制限し、並びに一旦受付けた出品を取り消すことができるものとします。

## 第10条（掲載期間）

1. 掲載期間は、90日間とします。但し、会員がA I - N E T内で掲載取消の設定ができるものとします。
2. 当社の判断により、掲載期間を制限又は変更する場合があります。
3. 提携先の車両掲載期間は、当社提携先の規定に準じます。

## 第11条（現車確認）

1. 落札希望者の現車確認は出来ないものとします。但し、出品者及び提携先の了解がある場合に限り、所定の確認書類（店舗10(テンポテン)）ならびに出張下見申込書にて、出品者及び当社提携先への下見代行依頼ならびに当社の認める業務委託業者の現車確認が行えるものとします。
2. 現車確認に基づくクレームについては、原則として一切受付けないものとします。

## 第12条（成約日）

1. 落札申込をした会員がA I - N E Tで購入ボタンを押し、事務局が仲介して在庫確認し、出品者が承諾した時点の属する日を売買の「成約日」とします。
2. 会員は、A I - N E Tで購入を押した場合、誤操作、錯誤、その他理由の如何を問わず、売買の不成立、無効、取消しを主張できないものとします。尚、落札申込から翌当社営業時間内を経過しても出品者に在庫確認ができない場合、申込者に確認し、落札申込の取消しができるものとします。

## 第13条（成約による義務）

会員は、A I - N E Tの購入ボタンを押した時点で、車両を購入しなければなりません。

## 第14条（価格交渉）

1. 当社への価格交渉受付時間は、当社窓口の営業日の9:00 から17:00 までとします。以降の申込は原則、次営業日の受付分とします。
2. A I - N E T掲載の車両価格より3万円下までを上限に受付とします。但し、当社が認めた場合はその限りではありません。
3. 当社は当社の事由または出品者の事由により価格交渉を行わない場合があります。
4. 車両の落札は価格交渉の申込後、当社が在庫確認の手続を行った上で、当社を介した価格交渉により落札申込会員が提示した落札希望価格を出品者が承諾した時点をもって成約となります。
5. 価格交渉中もしくは価格交渉申込後においても当該車両に特定の優先権等はないものとします。但し、当社が認めた場合はその限りではありません。
6. 価格交渉の申込を行った時点で落札申込会員はアライAA規約及びA I - N E T店舗在庫規約、当社提携先の規約を熟知し合意したこととします。
7. 価格交渉の申込はA I - N E T内のみとし、その他の申込方法は不可とします。但し、当社が認めた場合はその限りではありません。

8. 価格交渉の申込は原則として1台の車両に対し1会員1回までとします。但し、当社が認めた場合はその限りではありません。

第15条（店舗在庫成約・落札通知）

1. 当社が、在庫確認し出品者の承諾した車両に対して、出品者に店舗在庫成約通知、落札者に店舗在庫落札通知をFAXにて通知いたします。また、出品者及び落札者は、当該通知をAI-NETでも確認することができます。
2. 当社の都合により、出品者に対する店舗在庫成約通知又は落札者に対する店舗在庫落札通知に時間を要する場合があります。

第16条（手数料）

1. 店舗在庫出品（掲載）料は無料とします。
2. 会員は、出品車両が成約した場合、当社に対し、店舗在庫成約料を支払うものとします。
3. 会員は、車両を落札した場合、当社に対し、店舗在庫落札料を支払うものとします。
4. 会員は、第11条1項の店舗10ならびに出張下見を利用した場合、当社に対し、下見代行手数料を支払うものとします。
5. 前4項の各手数料の額は次のとおりです。

2輪手数料	店舗在庫出品（掲載）料	無料/台
	店舗在庫成約料	成約料 7,500 円/台（税別）
	店舗在庫落札料	落札料 7,500 円/台（税別）
4輪・建機・産機 手数料	店舗在庫出品（掲載）料	無料/台
	店舗在庫成約料	成約料 15,000 円/台（税別）
	店舗在庫落札料	落札料 15,000 円/台（税別）
ASNET 車両	AS ワンプラ落札料	落札料 20,000 円/台（税別）
テントリ車両	テントリ落札料	落札料 15,000 円/台（税別）
ストプラ車両	ストプラ落札料	落札料 20,000 円/台（税別）
下見代行手数料（店舗10）	下見代行手数料	2,500 円/台(税別、内 500 円事務局手数料)
出張下見サービス	出張下見代行手数料	16,000 円～（5 項目）/台（税別）+移動費（税込）

第17条（店舗在庫落札・限度額）

1. 店舗在庫出品車両の閲覧・落札はAI-NET上のみで行うことができます。

2. A I - N E Tを通して提携先の車両を落札する場合は、本規約及び提携先の規約に準じて落札することができます。
3. 店舗在庫掲載期間中における落札限度額は、当社が定めた落札限度額以内とし、落札限度額を超えた購入については、当社による事前の許可を必要とします。
4. 落札申込から翌当社営業時間内を経過しても在庫確認が取れない場合、当社が申込者に確認し、落札申込の取消しができるものとします。

#### 第18条（落札車両搬出・陸送）

1. 成約車両の引渡し、搬送、荷役及び受領に関しては、全て出品者及び落札者の責任において行うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 準会員・共通会員及び2輪ビジター会員並びに当社が定めた会員が車両を落札した場合、当社の事前許可を得て落札限度額を超えて落札した場合、及び落札金額が300万円を超える場合は、第21条第1項に定める車両代金等全額の入金確認後の搬出となります。
3. 落札者は、車両の搬出のため陸送会社として、当社指定陸送会社を選定し、提携先の落札車両は当社提携先の指定陸送会社を選定するものとします。
4. 落札者は、当社の店舗在庫で成約した車両は成約日を含む7日以内に引取るように手続きし、当社提携先の車両を落札した場合は、当社提携先の搬出期限に準じます。
5. 出品者から出庫した後に成約車両に生じたトラブルについては、クレーム事由に該当する場合を除き、落札者が責任を負わなければなりません。
6. 店舗在庫出品で成約した車両の輸送費は、落札者の負担とします。
7. 出品者は、成約車両の引渡しに立会い、成約車両を輸送業者又は落札者に引き渡した日付を証明できる書類を保管しなければなりません。
8. 落札者は、成約車両の受領に立会い、成約車両を輸送業者又は出品者から受領した日付を証明できる書類を保管しなければなりません。

#### 第19条（落札者の義務）

落札者は、次の各号の義務を履行しなければなりません。

1. 落札しようとする車両について、掲載内容を十分に確認すること。
2. 店舗在庫サービスを通して落札する車両は、落札申込み前に陸送会社を指定し、納車日及び料金を確認することとします。



3. 落札後車両のクレームについては、その解決に建設的に協力し、当社の裁定に従わなければなりません。クレームにかかる車両であっても車両代金・落札手数料・自動車税等は通常通り支払うこととします。
4. 落札車両の譲渡書類は到着後、速やかにその内容を確認することとします。
5. 落札車両を第三者に転売したときは、クレームを申し立てることができず、そのことから生じる一切の損害については落札者の負担とします。
6. 落札しようとする車両の申込を取消すことはできません。但し、落札申込から翌当社営業時間内を経過しても在庫確認が取れない場合は、落札申込の取消しができるものとします。

## 第20条（契約解除）

1. 落札車両について次の各号の一つに該当する事由が存する場合には、出品者又は落札者の申し出に基づき、当社にて即時に売買契約を解除することができるものとします。
  - (1) 第7条、その他本規約に反している場合。
  - (2) 落札車両の所有権を出品者以外の第三者が有しており、成約日から90日以内に落札者が落札車両の所有権を取得できなかった場合。
2. 出品者又は落札者は、当社が認めた場合に限り、その相手方に対し、下記に定めるキャンセル料を支払うことにより、当該売買契約を解除することができます。この場合においては、解除を申し出た当事者が当社に対して、当該車両の成約手数料・落札手数料を支払わなければならないものとします。
3. 落札者都合による当社提携先の落札車両のキャンセルについては、提携先の定める時間内に当社を通し当社会員は、下記表に記載する売買解除手数料及び提携先の定めるペナルティ等を支払うものとします。

2輪キャンセル料	落札価格が、50万円未満	50,000円
	落札価格が、50万円以上	落札価格の12%(100円未満切捨て)
4輪・建機・産機 キャンセル料	落札価格が、200万円未満	50,000円
	落札価格が、200万円以上	落札価格の3%(100円未満切捨て)
ASNET 車両キャンセル料		AS ワンプラ規約に準ずる
テントリ車両キャンセル料		テントリ規約に準ずる
ストプラ車両キャンセル料		ストプラ規約に準ずる

4. 本条によって契約が解除された場合には、当該車両の出品者は落札者が被った一切の損害（転売利益等の逸失利益を除く）を賠償しなければならないものとし、当社は一切損害賠償の責を負わないものとします。
5. 本条による契約解除については、出品者、落札者ともに当社判断に従うものとします。
6. 成約後の売買契約の解除の申し出は、成約日の翌営業日17時までに限り行うことができます。
7. 出品者が車両搬出後に解除をする場合、キャンセル料等に陸送費等の実費が加算して支払うものとします。

8. 落札者は、車両搬出後に売買の解除の申し出をすることはできません。
9. キャンセル料及び手数料等々の支払いは、全て当社を通じ処理されるものとします。

## 第21条（出品者に対する成約車両代金等の支払）

1. 出品者に対する成約車両代金・自動車税・リサイクル料等の支払いは、原則として成約車両すべての譲渡書類等その他名義変更に必要な一切の書類が当社に提出されたことを確認できなければお支払いいたしません。但し、高額車両（成約金額300万円以上の車両）については、落札者の入金確認後のお支払いとなる場合もあります。
2. 成約車両代金・自動車税・リサイクル料等の支払期日は、成約車両すべての譲渡書類等が当社に提出されたことが確認できた日の翌日（確認が午後になった場合は翌々日）となり、銀行営業日でない日の場合には翌銀行営業日となります。但し、高額車両（成約金額300万円以上の車両）については、落札者の入金確認後のお支払いとなる場合もあります。
3. 出品者が当社に対して、落札車両代金の支払債務又はその他の債務を負担している場合には、成約車両代金等の支払いの際に当該債務と相殺して決済するものとします。
4. 出品者が出品して成約した場合に、当社にお支払いいただくべき成約手数料は、当社が車両代金等を出品者に支払う際に相殺して決済するものとします。

## 第22条（落札車両代金等の決済）

1. 落札者は、車両代金・落札手数料・自動車税・リサイクル料等を、成約日を含めて7日以内に当社に現金で支払わなければならないものとします。但し、当社での着金確認をもって決済とします。
2. 落札者は、落札車両に対するクレームがあってもその解決とは別に、前項の期間内に車両代金・落札手数料・自動車税・リサイクル料等を支払わなければならないものとします。
3. 当社が落札限度額を超えて落札することを認めて落札した場合、及び300万円を超える車両を落札した場合は、第1項の車両代金等全額の入金確認後の搬出とします。
4. 当社は、会員に対し、店舗在庫サービスで発生した請求・支払い及び累計残高を記載した計算書をFAXにて送付することにより精算するものとします。
5. 車両代金等の決済において発生する振込手数料は送金側の負担とします。
6. 落札車両の譲渡書類等の受渡しは、落札車両代金・自動車税相当額・手数料・リサイクル料・消費税等の支払い決済の完了後とします。ただし、当社に出品者から落札車両のすべての譲渡書類等が提出されていない場合、当社は出品者から書類が提出された翌日に落札者に当該書類等を発送します。

## 第23条（支払遅延損害金）

1. 会員が当社に対して有する債務の支払いを怠ったときは、年15%の割合（1年を365日とする日割換算）による遅延損害金を支払うものとします。
2. 当社と会員との間に中古自動車・中古二輪車以外の物品取引が生じた場合における代金決済についても、会員は支払を怠った場合、前項の遅延損害金を付加して支払わなければならないものとします。

## 第24条（譲渡書類）

1. 譲渡書類とは、成約車両について落札者が新規登録、移転登録又は抹消登録をするのに必要な譲渡書類のうち車両を譲渡する側が交付すべきもので、かつ全国どこの陸運支局等でも登録が可能な書類等とします。
  - (1) 成約車両の譲渡書類は、成約日を含む7営業日以内に当社に提出しなければならないものとします。
  - (2) 譲渡書類で有効期限のあるものは、有効期限が成約日の属する月の翌月末日以降のものでなければならないものとします。
  - (3) 譲渡書類の有効期限が成約日から翌月末日に満たないもので、有効期限が成約日の当日より21日以上残っているものは、出品の際に有効期限（名変期限）を記載し、成約日を含む7営業日以内に提出するものとします。尚、提出期限を過ぎた譲渡書類の提出は、早期名変ペナルティ又は譲渡書類差替の対象になります。
  - (4) 譲渡書類の有効期限が第2号の期間より短いにもかかわらず、出品の際に前号の有効期限の記載が無い場合は、出品者は落札者に対し早期名変手数料10,000円を支払い、落札者の承諾が得られたもの限り受け付けします。
  - (5) 登録識別情報が通知されている車両の譲渡書類は、登録識別情報番号の記入があるOCRシート又は登録識別情報番号を添付して提出するものとします（出品者が事前に返納している場合は除く）。
  - (6) 自賠責保険は自家用とし、離島料率による追徴金が発生した場合には、出品者が追徴金を負担するものとします。但し、出品票に追徴金が必要な旨の記載があるものは落札者が追徴金を負担するものとします。
  - (7) 車検満了日が成約日の属する月の翌々月1日以降である車両に関し、自動車納税証明書（継続検査用）の添付が無い場合において、落札者が当社に自動車納税証明書（継続検査用）を依頼したときは、出品者は当社からの請求日を含む7営業日以内に自動車納税証明書（継続検査用）を提出するものとします。
  - (8) 出品の際にリサイクル料金の申告がある場合は、出品者は譲渡書類と共にリサイクル券又はリサイクル料金預託証明書を提出するものとします。
  - (9) 譲渡書類で有効期限があるものは、原則として、有効期限が発行日から3ヶ月以内のものに限ります。
  - (10) 登録識別情報確認のため、当社は、出品者に対して必要に応じて登録事項証明書等の提出を求めることができるものとします。また、当社が代行して登録事項証明書を取得した場合、手数料3,000円を出品者に請求します。
  - (11) 車検満了日が成約日の属する月の翌月末までの車両は、原則として抹消出品とします。但し、車両にナンバーが付いているもの（出品票に抹消出品等の記載があるものは除く）は、移転登録（継続）として扱い、譲渡書類に継続検査用納税証明書を添付するものとします。但し、電子確認ができる場合は、除くものとします。
  - (12) 成約車両の車検満了日が成約日と同年度内（翌年5月31日まで）で、自動車納税証明書（継続検査用）を後日提出する場合は、出品者は当社からの請求日を含む7営業日以内に提出するものとします（納付期間は除く）。

- (13) 出品者は、出品の際に出品票に明記した付属書類、部品等は、原則として譲渡書類に添付して当社へ提出しなければならないものとします。
  - (14) 落札者は、当社より譲渡書類を受領した際、不備がないか確認する義務を負い、不備があった場合は、書類受領後3日以内に当社に連絡するものとします。期限内に連絡が無い場合は、ペナルティの対象外とします。
  - (15) 出品車両に車検有効期限があり、車検ステッカーが無貼付の場合、又は出品の際に当該無貼付について出品票に記載がない場合、車検ステッカーを取得するための費用は出品者負担(実費)とします。
  - (16) 軽二輪(126~250cc)の車両は、必ず返納証明書を提出するものとし、小型特殊自動車・原付は盗難抑止として廃車証明書又は出品者名の記載がある販売証明書(譲渡証明書可)を提出するものとします。
  - (17) 架装車両については、出品者において登録に必要な架装物(車両も含む)の書類を確認し、譲渡書類と一緒に提出するものとします。但し、書類がない場合は、注意事項欄に入力するものとします。
  - (18) 建設機械・産業機械については、アライ AA が定める「誓約書兼販売証明書」を提出しなければなりません。但し、日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書を提出する場合、または陸運支局管轄のナンバープレート付き機械(車両)の譲渡書類については、全国の陸運支局で登録が可能なものでなければなりません。
  - (19) 小型船舶については、申請登録に必要な譲渡書類を提出するものとする。
2. 出品者は、譲渡書類等を当社に提出する場合は、その内容を十分確認し、不備が無いようにしなければならないものとします。
  3. 名義人死亡相続、法人解散等の場合の名義変更は陸運支局等により取扱いが異なりますので、自社名義にしてから出品するものとします。
  4. その他、出品者・落札者それぞれの責任に起因するトラブルについては、出品者及び落札者は、当社及び提携先の裁定に従うものとします。

## 第25条(譲渡書類の罰則)

1. 出品者が必要な譲渡書類等の引渡しを成約日から8営業日以上遅延した場合、当社は出品者に対して日数に応じた下記書類遅延ペナルティを請求し、当社から書類遅延ペナルティを落札者に支払います。但し、落札者が車両代金の決済を遅延した場合には、落札者は書類遅延ペナルティを受取る権利を失うものとします。
  - (1) 8営業日以上13営業日以下の遅延 10,000円
  - (2) 14営業日以上19営業日以下の遅延 20,000円
  - (3) 20営業日以上25営業日以下の遅延 30,000円
  - (4) 26営業日以上31営業日以下の遅延 50,000円
  - (5) 32営業日以上は6営業日ごとに10,000円を加算
2. 出品者が譲渡書類等の全部又は一部の引渡しを成約日から31営業日以上遅延した場合、落札者は、売買契約を解除することができます。この場合、出品者は、解約金100,000円及び当該車両の全手数料(出品者の成約手数料、落札者の落札手数料)、輸送料及び当社が認めた落札者の損害金(逸失利益を除く)を当社に支払わなければならないとします。

3. 自動車納税証明書（継続検査用）を後日提出する場合で、出品者が当社からの請求日を含む8営業日以上提出を遅延したときは、当社は、ペナルティとして10,000円、以降7営業日を経過するごとに10,000円を加算して出品者に請求します。但し、落札者は車検が満了する月の前月以降に当社に依頼するものとします。
4. その他、出品者・落札者それぞれの責任に起因するトラブルについては、出品者及び落札者は、当社の裁定に従うものとします。

## 第26条（名義変更と抹消依頼）

1. 落札者は、成約日から30日以内又は譲渡書類の有効期限以内のいずれか短い期間内に移転登録等の手続きをしなければならないものとします。
2. 落札者は、移転登録又は抹消登録を完了した場合は、直ちに名義変更完了通知を添付して当社に通知しなければならないものとします。但し、FAX送信での名義変更完了通知の場合は、落札者の責任において当社に受信の確認をするものとします。
3. 軽自動車、自動二輪の税止めは、落札者の責任において行うものとし、名義変更完了通知に転出届申告書の添付も必要とします。
4. 落札者は名義変更完了後、車検証、税止申請書、輸出抹消登録証明書、解体抹消等、当社が登録のために必要として要求する書類の写しを、直ちに当社までに提出するものとします。
5. 車検満了日が成約日から翌月末日までに到来する成約車両で、落札者より抹消の依頼があった場合は、出品者にて当社を通じての抹消依頼日より7日以内に抹消するものとします。
6. 車検満了日が成約日の属する月の翌々月1日以降の成約車両は、原則として落札者にて転入抹消するものとします。尚、店舗在庫サービスにおいて、抹消代行は行わないものとします。

## 第27条（名義変更の罰則・その他の罰則）

1. 成約日を含む30日以内、又は譲渡書類の有効期限（名義変更期限）を経過しても名義変更未了の場合には、名義変更遅延ペナルティ10,000円を科すものとし、以降名義変更の遅滞が1週間続く毎に名義変更遅延ペナルティとして10,000円を加算するものとします（軽自動車の場合は、名義変更未着ペナルティも含む）。
2. 当社提携先の落札車両については、抹消した月の末日までにA I - T R A D E R 事務局にF A Xするものとします。
3. 名義変更完了後、車検証等の写しを提出できない場合、又は提出された車検証等の写しにおける登録番号、車体番号等が不鮮明なものは、当社において登録事項証明書を取り寄せるものとし、落札者に手数料3,000円を請求するものとします。

4. 架装物の名義変更を必要とするもので名義変更を怠り、旧所有者にトラブルが発生した場合には、落札者に対してペナルティ 30,000 円を科すものとします。但し、当社の裁定によりペナルティ金額を変動させていただく場合もあります(申請しているものは除く)。
5. 軽自動車、自動二輪の転出申告を怠り、新年度の自動車税が旧名義人に通知された場合は、落札者にペナルティ 10,000 円を科すものとします。
6. 名義変更後の車検証等の届出が著しく遅延した場合は、参加取引停止等のペナルティを落札者に科すものとします。
7. 落札者が名義変更前の車両で交通違反等(迷惑駐車含む)をおこし、出品者及び旧所有者等に迷惑をかけた場合は、落札者はペナルティ 50,000 円を科されるとともに、レッカー代、駐車違反反則金など、出品者又は旧所有者等が負担しなければならなくなった実費を支払うものとします。
8. 落札車両で、成約前に交通違反等により車検の取得等に弊害が生じた場合には、ペナルティ(10,000 円)を出品者に科すものとし、落札者の申告日から7日以内に解除しなければならないものとします。また、期限内に解除ができない場合には、7日を遅延するごとに10,000 円を加算し、出品者は落札者に対してペナルティを支払うものとします。
9. 低価格車両(成約車両金額 200,000 円(税抜き)未満の車両)については、キャンセルペナルティ金額の取り扱いを通常金額の半額とします。
10. その他、出品者・落札者それぞれの責任に起因するトラブルについては、出品者及び落札者は、当社及び当社提携先の裁定に従うものとします。

## 第28条 (リサイクル料)

1. リサイクル料金預託済み車両について、出品者がリサイクル料金預託済み車両である旨を出品票に明記して申告した場合、当社は、当該リサイクル料金相当額を落札者に請求し、出品者に支払うものとします。
2. リサイクル料金預託済み車両であるにも拘らず、出品者がリサイクル料金預託済み車両である旨を出品票で申告していない車両に関しては、車両金額に当該リサイクル料金相当額を含むものとし、別途精算は行わないものとします。但し、当社提携先の落札車両の場合は提携先の規約に準じ精算する場合があります。
3. リサイクル料金相当額は、リサイクル料金を納付した際の総額からC券の「資金管理料金」を除いた金額とし、非課税とします。

## 第29条 (自動車税の処理)

1. 自動車税預かり金は、成約日の属する月の翌月末を起算とする当年度残月分相当額とし、当社が落札者から預かります。

2. 当社は、軽自動車ならびに2輪の自動車税を名義変更保証金（金額はアライオートオークション規約に準ずる）として落札者より預かり、落札者が名義変更後の車検証等の写しを当社に提出することにより、精算します。
3. 落札者が名義変更後、同年度内に抹消登録をした場合は、抹消した日から5日以内（17時まで）に当社に連絡し、車検証等の写しを提出し、提携先の落札車両は、抹消した日の翌日（17時まで）に提出したものに限り、自動車税を再精算します。
4. 成約車両の自動車税未納が発覚した場合は、出品者にペナルティ10,000円を科すものとし、落札者が自動車税を立替えた場合は、自動車税相当額及び実費を出品者に請求するものとします。但し、自動車税納付期限は除きます。

### 第30条（クレーム裁定）

1. 発生した問題の解決にあたっては、出品者、落札者双方とも本規約及びアライAA規約・提携先規約に基づき、前向きな理解と協力によることを第一とします。
2. 解決にあたっては、当社が仲介し、本規約及びアライAA規約に定められた範囲により調停を図るものとします。従って、落札者がクレームを申し立てる場合は、必ず当社に連絡をするものとし、当社の許可なく出品者及び前名義人等に直接連絡する事を禁じます。
3. 落札者が、成約後に旧所有者等への直接連絡、出品者が落札者等への直接連絡をした場合には、ペナルティ50,000円を科すものとします。尚、当社の裁定により、ペナルティ金額を変動させたり、参加取引停止等のペナルティを科したりするものとします。
4. 出品者・落札者双方に理解度・協力度が不足することにより解決が難航するときは、当社が総合的な判断を以って裁定を行います。
5. 当社が裁定した結果については、当事者はこれに従っていただきます。
6. 当社の裁定に従わぬ場合は、アライAA及び店舗在庫サービスへの参加制限・参加停止等の処置をとるものとします。
7. 出品者は車両の出品に際して、車両状態の確認を行い、出品車両の内外装ダメージ、機関機構の状態や不具合を誠実に申告し、クレームの発生を事前に防止しなければなりません。
8. 落札者は店舗在庫出品についてA I - N E T上の掲載内容を十分に確認し、落札した際はクレーム申請期限内に落札通知の内容と当該車両との差異がないか再度確認しなければなりません。
9. クレーム申請に伴う費用（見積費用等）については、落札者の負担とします。

### 第31条（クレーム処理基準）

1. クレーム申請の受付は、1台につき1回とし、クレーム内容を確認できるもの（写真等）を提出する必要があります。但し、当社が認めた場合はその限りではありません。
2. 落札車両に関するクレーム申請は、下記の表で定める内容を基本とした上で、各項目で定めた期限内に当社へ申請しなければなりません。
3. 重・建機・産機区分で、その機能を果さないものはクレームの対象とします。ただし、予めその瑕疵について出品票に記載がある場合は除外します。
4. 下記の表はクレーム申請についての目安となるものです。ただし、予めその瑕疵について出品票に記載がある場合は除外します。尚、申告期間のクレーム受付終了時間は期限日の17時迄とします。期限日が休業日の場合は、FAXにてクレーム申請を行うものとし、受信時刻が17時迄のものに限り受理します。

部位	クレーム範囲・内装	期限	備考
外装	登録内容と現車の状態が異なる場合 (当社判断による)	車両到着日含む3日間 17:00まで	
内装・装備品	登録内容と現車の状態が異なる場合 (当社判断による)	車両到着日含む3日間 17:00まで	
	装備品の不具合	車両到着日含む3日間 17:00まで	
	標準備品の欠品、装備違い、レスオプションの記載漏れ、記録簿、保証書、取扱説明書の不備や欠品	譲渡書類及び付属書類到着日含む7日間 17:00まで	
機関・機構	エンジン、ミッション等、機関関係の不具合等	車両到着日含む3日間 17:00まで	【小型・普通車】 新車登録10年未満 走行100,000km未満 【積載量0.75t以上の車両】 新車登録10年未満 走行200,000km未満 【特殊車両を含む上記以外】 製造から3年未満
機関・機構	エンジン、ミッション等、機関関係の不具合等	車両到着日含む3日間 17:00まで	
電装品	電装品に関する不具合	車両到着日含む3日間 17:00まで	新車登録5年未満 走行100,000km未満



			ただし電装品申告にて 「正常」とされた車両の場合、 この限りではない
その他	修復歴車 ※予め修復歴車として 落札したものは除く。	車両到着日含む 3 日間 17:00 まで	
	年式、グレード、モデル違い、 登録遅れ、ワンオーナー違い	譲渡書類及び付属書類 到着日含む 7 日間 17:00 まで	
	車歴違い（レンタカーなど） ※リース車は 自家用車と同等扱い。 ※軽自動車・小型自動車 普通自動車（積載量 0.75t 未満 のトラック及びバン形状車両） は除く。	譲渡書類及び付属書類 到着日含む 7 日間 17:00 まで	

5. 当社提携先の落札車両のクレームについては、提携先の定めるクレーム申請期限までにA I - T R A D E R を通して申請するものとし、クレーム申請以前あるいはクレームの裁定を下す前に、修正等を行った場合は、クレーム申請を取消します。但し、重大欠陥や車検証で確認を要するものは除きます。

### 第32条（契約解除を伴う重要事項クレーム）

次のような事項が発生した場合、クレーム申請期間及び対応内容は以下のとおりとします。

内容	期間	対応内容
メーター交換に該当する車両	譲渡書類及び付属書類 発送後 30 日間 17:00 まで	原則キャンセル
メーター改ざん車	成約日含む 180 日間 17:00 まで	キャンセル
冠水車	成約日含む 90 日間 17:00 まで	原則キャンセル
盗難車、差押さえ車、 車台番号改ざん車などの法的問題車	無期限	キャンセル
接合車	成約日含む 90 日間 17:00 まで	キャンセル

エンジン・（ミッション） 乗せ替え	譲渡書類及び付属書類 到着日含む 30 日間 17:00 まで	原則キャンセル
-------------------	------------------------------------	---------

### 第 3 3 条（非クレーム対象）

成約車両について、次の各号に該当する事由のいずれかが存する場合は、出品者を免責とすることとしクレームの対象として扱いません。但し、当社及び当社提携先が免責にあたらないと判断したものに関してはこの限りではありません。

- (1) クレーム申請期限を超過したとき。
- (2) クレーム申請内容がメーカー保証にて対応可能なもの。メーカー保証による対応を求めるために要する全ての費用は、落札者負担とします。
- (3) 出品者に許可なく修正した場合。ただし、当社が状況を確認し、止むを得ないと判断した場合は除きます。
- (4) 第三者と売買契約締結後又は第三者に車両を引き渡した後のクレーム請求の場合、クレーム申請前にオークションへ出品した場合は非クレーム対象とします。
- (5) 部品代 2 万円以下の場合、車両代金が 4 輪の場合は 20 万円未満、2 輪の場合は 5 万円未満の場合は、非クレーム対象とします。
- (6) 落札者からクレーム申請受理後、3 日以内に落札者からの連絡が無い場合は、非クレーム対象とします。
- (7) 修正に係る工賃は、クレーム対象外とします。

### 第 3 4 条（消費税）

本規約に定める手数料、キャンセル料等の支払に際して、消費税を付加して支払うものとします。

### 第 3 5 条（当社による解除等）

当社は、出品者と落札者との間で成立した売買契約に、瑕疵その他の解除原因、代金減額原因がある場合、落札者から買主たる地位を承継して、自ら売買契約を解除、代金減額請求等を行うことができるものとします。この場合、当社の解除権、代金減額請求権等の行使期限は、瑕疵の状況その他の具体的な状況に鑑み、落札者が瑕疵を知ってから 1 年を上限として、当社がその裁量で決することができるものとします。

### 第 3 6 条（紛争の処理）

AI-NET 店舗在庫サービスの運営および本規約に関して会員間に生じた争いについては、当社が公平かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことが出来るものとします。その場合、当事者双方は当社の判断に無条件で従うものとします。

### 第37条（施行）

本規約は平成24年9月1日から施行します。

本規約は平成25年3月1日一部改定。

本規約は平成26年1月27日一部改定。

本規約は平成27年4月1日一部改定。

本規約は平成28年2月1日一部改定。

本規約は平成28年9月1日一部改定。

本規約は平成28年11月14日一部改定。

本規約は平成29年1月10日一部改定。

本規約は平成29年10月1日一部改定。

本規約は平成30年8月1日一部改定。